

法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症の状況

(1) 報告対象

①発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

②令和 4 年 4 月 27 日付け事務連絡「欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について（協力依頼）」（同年 5 月 13 日一部改正）に基づく、暫定症例定義を満たす症例。

※ 本事務連絡に基づく情報収集は令和 5 年 8 月 31 日までの報告分で終了

(2) 令和 5 (2023)年の法第 14 条第 2 項に基づく届出状況

・疑似症定点からの届出

① 報告数：0 件

② 報告数：5 件